

＜旅行取引条件書(渡航手続代行)＞

本旅行取引条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。また、この「旅行取引条件書」に記載のない事項については、当社旅行業約款手配旅行契約の部・旅行相談契約の部（以下、「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

(株)JTB グローバルアシスタンス(以下「当社」といいます)は、お客様のご希望により下記別表に定める渡航手続に関する代行業務を承ります。ご希望の方は、その旨当社オペレーターにお申しつけください。

手続きに必要な事項をお申し出いただき、当社が契約の締結を承諾したときに契約は成立いたします。なお、本契約はお客様が旅券等を取得できることや、 関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。お申し込みがない場合、出入国カードの入手・作成、「旅券、査証、ESTA(米国電子渡航認証)、 ETAS(オーストラリア電子渡航許可)等が有効かどうかの確認」、旅券・査証の申請等の渡航手続はお客様ご自身で行なっていただくこととなりますので、予めご了承ください。

1.渡航手続代行契約

当社が渡航に必要な手続を代行することであり、依頼されたお客様は当社と渡航手続代行契約を締結することになります。なお、当社が契約を締結するお客様は、以下のとおりとします。

- 【1】当社と募集型企画旅行契約又は受注型企画旅行契約もしくは手配旅行契約を締結したお客様
【2】当社が受託している他の旅行者の募集型企画旅行を、当社が代理して契約を締結したお客様

2.渡航手続代行業務の種類

当社は第 5 項に定める渡航手続代行料金を収受して、お客様の依頼により次に掲げる代行業務の全部又は一部を行います。

- (1)旅券・査証・予防接種証明書・各種証明書の取得に関すること
(2)出入国手続書類の作成に関すること
(3)その他本項(1)、(2)に付随する業務

なお、本契約は、お客様の旅券、査証等の取得および関係国への出入国を保証するものではありません。また、代行をお申し込みいただかない場合は出入国カードの入手・作成旅券、査証の確認、および申請等の渡航手続は、お客様自身で行っていただくこととなります。予めご了承ください。

3.渡航手続代行業務の申込と契約の成立時期

- (1)渡航手続代行契約は、手続に必要な事項をお申し出いただき、当社が契約の締結を承諾したときに成立いたします。なお、当社業務の都合上専用の書面に必要事項を記載の上お申し出いただく場合もございます。
(2)当社は本項(1)に関わらず、電話、郵便その他の通信手段による渡航手続代行契約を受け付けることがあります。この場合、渡航手続代行契約は、当社の契約を締結する旨の通知がお客様へ到達したときに成立いたします。
(3)渡航手続代行契約が成立したときは、当社は代行業務の種類、渡航手続料金の額、そのお支払方法及び当社の責任等を記載した書面を旅行者に交付いたします。
(4)当社は、業務上の都合によりお申込をお断りする場合があります。
(5)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。

4.渡航手続のご案内

- (1)パスポート(旅券)について

渡航先によって必要となるパスポート(旅券)の残存有効期間が異なりますので、必ず事前に確認を行ってください。

- (2)ビザ(査証)について

当社では申請代行を承っております。なお、代行料金は渡航先によって異なりますので、下記表にてご確認ください。

- (3)出入国カード、税関申請書について

出入国カード、税関申告書が必要です。当社では書類の作成代行を承っております。ご出発前に準備されることをお勧めいたします。

- (4)海外旅行保険加入のおすすめ

事件・事故に巻き込まれないように万全の注意を払っていても、100%安心であるという保証はありません。また、普段、ご自身の健康に自信があっても、 水や食物の違いから、病気や食あたりにかかる方が増えているのも事実です。海外での医療費は一般に高額で、場所によっては病院の部屋代だけで 1 日 20 万円以上もすることがあります。病院の治療費や緊急移送、救援者費用も補償されるような範囲の広い海外旅行保険にぜひとも加入されるようお勧めいたします。

- (5)渡航手続代行料金

内 容		料 金 (1名様1件あたり)		特記事項
		代理申請・受領手数料	申請書作成料	
渡航手続代行料金	旅券 (日本国のみ)	旅券申請書類の作成代行（新規・訂正・増補・再発給） 上記と旅券の代理申請	3,850円 5,500円	旅券印紙代は別途申し受けます。
	渡航認証	アメリカESTAの登録と確認書の発行	9,900円	取得実費および返却送料は別途申し受けます。
		カナダeTAの登録と確認書の発行	9,900円	
		ニュージーランドNZeTAの登録と確認書の発行	9,900円	
		韓国K-ETAの登録と確認書の発行	9,900円	
		スリランカETAの登録と確認書の発行	9,900円	
		イギリスETAの登録と確認書の発行	9,900円	
		グアム・北マリアナ諸島連邦G-CNMI ETAの登録と確認書の発行	9,900円	
	査証	アメリカ 商用（B1）・観光（B2）・留学（F1／J1）	35,200円	SEVIS代行登録手数料：＋4,400円／名 【変更手数料】 簡便変更／パスポート返送先変更：各＋4,400円／名
		インド（観光）	7,700円	7,700円
		インド（e-Visa）	16,500円	
		オーストラalia	20,900円	
		韓国（管轄：東京・福岡）	9,900円	7,700円
		韓国（管轄：神戸）	15,400円	7,700円
		カンボジア	7,700円	3,300円
		シンガポール	13,200円	6,600円
		タイ	11,000円	7,700円
		台湾	9,900円	7,700円
		中国	23,100円	【受付条件変更に伴う付加料金】 ●*実費（領事館訪問料金（東京・大阪管轄とも） 1名につき9,800円（1回につき4,400円×最低2回必要なため）×事前審査回数 *時間外対応料金（東京管轄のみ対象：事前審査の合否決定が審査当日17:00以降となる為） 1名ごと、1回につき4,400円×事前審査回数 ※事前審査で不合格となった場合には、事前審査の回数毎に料金が必要となります。 【当社社員同行申請料金について（東京・大阪管轄とも）】 初回申請時のみ、登録旅行会社の社員立合いのもと、通航者本人の指紋採取が必須となるため、当社社員同行申請の付加料金が発生します。（4,400円／名） （申請時にかかる社員拘束時間見合い分は手数料内に含んでいます。） 東京・大阪以外の管轄地域については、本人申請のみとなるため対応不可となります。
		ニュージーランド	13,200円	7,700円
		ネパール（東京）	7,700円	7,700円
		ネパール（大阪）	11,000円	7,700円
		パングラデシュ	9,900円	7,700円
		ベトナム（東京）	7,700円	4,400円
		ベトナム（大阪）	13,200円	4,400円
		マレーシア	7,700円	4,400円
		ミャンマー	12,100円	7,700円
		外国籍付加料金	7,700円	3,300円
その他	その他	未成年付加料金	4,400円	各国が定める年齢に基づきます。
		英文日報表の作成（1書類につき）	4,400円	
		英文予約確認書(航空及びホテル)の作成代行	3,300円	書式確認の上の会社印等の押印、および書類の記載内容についての最終的な責任はお客様に帰属します。
		身元保証書、Affidavit、Letter of Certificate等の英訳代行	4,400円	
		公証人役場での公証の代理申請・受領	6,600円	公証料は別途実費を申し受けます。
		外務省、各国大使館等官公庁での公的証明(認証)の代理申請・受領	6,600円	認証料等がかかる場合は別途実費を申し受けます。
		健康診断書、接種証明書の代理受領	1名様1件につき6,600円	
		再入国許可申請手続の代行	1名様1件につき13,200円	
		査証要否の確認書面の作成	1名様1件につき3,300円	査証要否を確認するために特別な調査を要する場合に申し受けます。
		上記以外の手続およびそれに付随する業務	1名様1件につき11,000円	必要な場合は別途実費を申し受けます。
		上記手続の緊急手続	1名様1件につき11,000円増し	

5.渡航手続書類の提出

お客様は、当社が指定する日までに渡航手続に必要な書類及び資料（以下、「渡航手続書類」といいます。）を提出いただきます。

6.渡航手続代行料金とその支払時期

- (1)渡航手続代行料金は契約書面及び別紙に明示いたします。
(2)渡航手続代行料金は当社が契約書面に記載した日までにお支払いいただきます。
(3)当社が本邦の官公署、在日外国公館その他に手数料、査証料、委託料の支払を必要とする場合は、前号に関わらず、別途当社が指定する日までに当該査証料等をお支払いいただきます。

(4)代行業務にあたり、書類等の郵送費、交通費等の経費が生じた場合は、当該経費はお客様の負担とします。お客様は、当社が指定する日までにそれらの経費をお支払いいただきます。

7.契約の解除

(1)次に掲げる場合においては、当社は締結された契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項(2)に定める料金をお支払いいただきます。

渡航手続代行料金は当社が契約書面に記載した日までにお支払いいただきます。

【1】お客様が当社が指定した日までに渡航手続書類を提出しないとき。

【2】お客様から提出された渡航手続書類に不備があると当社が認めたとき。

【3】お客様が渡航手続代行料金、査証料等を指定した日までに当社に支払わなかったとき。

【4】当社の責によらず、本邦の官公署により旅券が発給されないおそれ又は再入国が認可されないおそれがあると当社が認めるとき又は在日外国公館から査証が発給されないおそれがあると当社が認めるとき。

【5】お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は、旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項(2)に定める料金をお支払いいただきます。

(2)当社が渡航手続代行契約を解除したとき、またはお客様から渡航手続代行契約が解除された場合は、すでに当社が本邦の官公署、在日外国公館、その他に支払った手数料、査証料、委託料及び当社がすでに履行した代行業務に関わる渡航手続代行料金をお支払いいただきます。

8.当社の責任

(1)当社は本契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

(2)次に例示するような当社の管理外の事由により旅行者が損害を被ったときは、当社は前号の責任を負いません。

【1】旅行者の責に帰すべき事由による代行業務の不成就。

【2】本邦の官公署により旅券が発給されないこと若しくは再入国が許可されないことまたは在日外国公館などの判断により、査証が発給されないこと。

【3】外国政府による出入国の拒否またはこれに準じた取り扱い。

【4】本邦または外国の法律等による処罰または処分。

【5】渡航先国の規則等の変更による処罰又は処分。

(3)本項(1)の損害については、渡航手続業務が終了した日から6月以内に当社に対して請求があった場合に限り賠償する責に任じます。

9.渡航手続代行契約約款について

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款渡航手続代行契約の部(以下、「当社約款」)によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

10.個人情報の取扱について

当社は、渡航手続代行業務の履行に際して知り得たお客様の個人情報について、お客様との間の連絡及び渡航手続の代行に必要な範囲内で、本邦の官公署、在日外国公館、その他渡航手続代行業務の履行を行うための委託先に提供させていただきます。

総合旅行業務取扱管理者:服部 忍
2025年3月の基準に基づきます。
(更新日:2025年4月1日)